

講 話

北海道教育庁学校教育局次長 梶浦 仁 様



道教委学校教育局次長の梶浦でございます。

校長先生方におかれましては、それぞれの地域で特色ある学校づくりに取り組まれるとともに、本道の教育行政の推進に深いご理解と多大なご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。本日は、道教委の教育行政推進の方向性などについて、本年2月にお示しした「執行方針」の重点政策に沿ってお話します。

社会で生きる実践的な力の育成について

◆学力向上について

本道の子どもたちの学力は、過去数年間の全国学力・学習状況調査から、基礎・基本の定着や学習習慣の確立などに課題があることが明らかになっており、道教委では、「平成26年度までに全国平均以上にする」という目標を掲げ、学校・家庭・地域・行政が、課題や危機意識を共有し、子どもたち一人一人に「社会で自立するために必要な基礎学力」を確実に身に付けさせる取組を進めてきました。

平成26年度の調査結果の中で、各学校の取組の成果が現れることを皆様とともに期待したいと思います。また、各学校では、今後も、

- ・学力調査を直ちに採点し、身に付いていない内容を卒業までにしっかり定着させる取組
- ・本年度、新たに内容や方法を改善した「ほっかいどうチャレンジテスト」を活用し、学年末のまとめを確実に実施する取組、
- ・本年度からすべての管内に指定を拡大した「学校力向上に関する総合実践事業」の指定校の視察や合同研修、

などを積極的に進めていただくようお願いします。

なお、全国学力・学習状況調査の実施要領では、市町村が学校名を明らかにした公表を行うことや、都道府県が市町村の同意を得た上で市町村や学校名を明らかにした公表を行うことができるとされました。また、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であること、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することなどの配慮事項が示されております。

道教委では、説明責任及び基礎学力向上の観点から、どのような対応が必要か、校長会や市町村教育委員会、保護者の皆様などと協議を進めてまいります。

いずれにしても、学校名を明らかにした公表を行う場合には、当該学校と事前に十分相談することが求められておりますことから、各地域の校長会としても、市町村教育委員会などと十分に協議を行い、よりよい公表の在り方を検討していただきますようお願いします。

申すまでもなく、基礎・基本の確実な定着のためには、各学級の授業の充実が必要です。道教委では、本年１月に、「教育課程の適切な編成実施及び授業時数の確保等について」通知しました。

各学校では、本通知の趣旨を踏まえ、

- ・適切な授業の進度や児童生徒の理解の状況を把握するための管理職による巡回
- ・繰り返しの学習や理解の深化のための時間の設定
- ・教科書に沿った授業展開
- ・小・中学校の円滑な接続
- ・学習規律の統一
- ・学校行事の精選

などを確実に実施願います。

なお、現在、道と道教委では、子どもたちの学力向上のため、道民全体で、子どもたちが夢や目標を実現できるよう支えていく「ほっかいどう『学力・体力向上運動』」を推進しています。

本年度の新たな取組として、

- ・保護者や地域の方々と教員とが一堂に会して、子どもたちの学力について共通認識を深める会
- ・教員が調査結果の分析手法について理解を深める研修会
などに取り組んで参ります。

◆土曜授業について

国は、学校教育法施行規則の一部を改正し、設置者の判断により、これまで以上に土曜授業に取り組みやすくするとともに、土曜日の教育環境を、子どもたちにとってより豊かで有意義なものとするため、「土曜授業推進事業」を実施することとしています。

この事業は、外部人材の活用など、授業を土曜日に実施することの利点を生かした実践的な研究を通して、効果的な指導方法やモデルカリキュラムの開発を行い、その成果の普及を図ることを目的としています。

道教委としては、学校が土曜日に多様な学びの機会を確保することは、意義あることと考えており、本事業の実施を現在国に申請しています。

実施決定後、指定校の取組状況等を各市町村教育委員会、学校に情報提供してまいります。

◆ふるさと・観光教育について

本道の未来を担う子どもたちに、ふるさとへの愛着や誇りを育むとともに、地域社会の一員として、まちづくりに関わっていく資質や能力を身に付けさせることが大切です。

道教委では、今後、地域素材を効果的に活用した「ふるさと・観光教育」の取組事例を道教委Webページに掲載することとしておりますので、ご活用願います。

なお、児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることは、極めて重要なことであります。

各学校では、北方領土に関する学習を一層充実させるよう、北方領土復帰期成同盟が発行しているリーフレットを活用するとともに、昨年度から北方領土に関する問題も出題しているチャレンジテストに取り組ませるなどの取組を進めるようお願いします。

◆特別支援教育について

道教委では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援の一層の充実を図るため、昨年8月から9月に、札幌市を除くすべての公立学校を対象に、在籍の割合及びその支援状況等を把握する調査を実施しました。

この調査結果をみますと、例えば、平成24年度中に発達障がい特性に応じた指導の在り方などをテーマとした校内研修の実施回数が2回以下の学校が小学校で67%になっています。

道教委では、本年度から、「発達障がい支援モデル事業」として、3市町の幼小中学校8校をモデル校に指定し、校内研修で活用できる研修プログラムの開発などを行うこととしておりますので、各学校で校内研修をこれまで以上に充実させ、すべての教員が、発達障がい等に関する基礎的な知識・技能を習得できるようお願いします。

なお、本年度も調査を実施する予定ですので、ご協力をよろしくお願いします。

豊かな心と健やかな体の育成について

◆道徳教育について

子どもたちに、自尊感情、規範意識、思いやりの心、ふるさとを大切にする心など、豊かな心を身に付けさせるためには、魅力ある教材を活用した道徳の時間を要として、学校の教育活動全体で道徳教育を計画的に進めることが重要です。

特に、今年度、国から配付された道徳教育用教材「私たちの道徳」の活用を教育課程に適切に位置付け、道徳の時間はもとより、各教科の授業、家庭との連携の場面などで確実に活用されるようお願いします。

◆生徒指導・教育相談について

道と道教委では、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して「北海道いじめの防止等に関する条例」を制定・施行しました。

現在、道教委では、条例を受けた「基本方針」の策定を進めているところであり、今後、予防的生徒指導の考え方に立った取組を継続的に推進できるよう、いじめ未然防止モデルプログラムの作成を進めていくこととしています。

各学校には、昨年度末までに、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を設置していただいたところですが、いじめの防止等に向けた取組の一層の充実に努めていただくようお願いします。

また、ネットいじめやネットトラブルについては、未然防止、早期発見の観点から、携帯電話等の利用に関する家庭内でのルールづくりやフィルタリングの設定などを推進する

ことが重要です。

近年、インターネットや携帯電話の普及に伴い、インターネット等を通じて行われる誹謗・中傷や仲間はずれなどのいじめのトラブルに巻き込まれる児童が増加していることから、情報モラル教育の充実に努めるとともに、学校ネットパトロールの取組を組織的・計画的に進めていただくようお願いします。

◆次に、健康教育について

本道の子どもたちの体力・運動能力については、全国調査の結果が全国平均を大きく下回るとともに、前年度より低下している状況です。

各学校では、

- ・新体力テストについて各種目の正しい実施方法の説明や事前の練習機会の設定
- ・新体力テストをすべての学年で実施し、児童生徒の体力等の状況を継続的に把握して、自校の課題を明らかにするほか、
- ・体力向上のための全体計画を作成し、その中に、具体的な数値目標を設定して、すべての教職員で改善方策に取り組むとともに、その状況を保護者、地域と共有する、などの取組を確実に進めるようお願いします。

薬物乱用防止教育及び性に関する指導の充実についてですが、全国的に、覚せい剤等の使用をはじめ、いわゆる「危険ハーブ」などの違法ドラッグ等の薬物乱用が大きな社会問題となっております。

各学校では、薬物乱用防止教室を積極的に開催し、児童一人一人に正しい知識を習得させる指導を充実させるよう、よろしくお願いします。

また、出会い系サイトなどによる性被害や性虐待等も依然として発生し続けています。

各学校では、児童の実態等に応じて指導の重点を定めるなど、性に関する指導の計画を改善し、被害等を未然に防ぐ取組を着実にを行うようお願いします。

子宮頸がん予防ワクチンについてですが、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種の対象とされていますが、昨今、接種が原因と思われる健康被害が報告されており、中には学校を長期に欠席しなければならない事例も発生しています。

子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した症状があり、学校生活について本人や保護者から相談が寄せられた場合には、平成25年11月25日に通知した方法により、その都度速やかに市町村教育委員会を通じて報告し、個々のニーズに応じた、きめ細かな支援に努めるとともに、健康被害に関する相談については、居住地のある市区町村又は保健所への相談を勧めるなど、適切に対応していただくようお願いします。

フッ化物洗口についてですが、道教委では、「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」及び「北海道歯科保健医療推進計画」に基づき、道保健福祉部と連携し、児童生徒のむし歯予防のため、小・中学校等におけるフッ化物洗口の推進に取り組んでまいりましたが、実施校は、昨年度2月末で、小学校は396校（42.4％）にとどまっている状況です。

北海道教育推進計画において、平成29年度までに道内全ての小学校での実施を目標と

し、特に小学校で未実施となっている市町村教育委員会に実施を働き掛けて参りますので、ご理解、ご協力をお願いします。

学校給食における事故防止等についてですが、平成24年に食物アレルギーを有する児童が学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が、平成25年には児童が誤嚥による窒息で亡くなるという事故が起きています。

食物アレルギーを有する児童への対応に当たっては、国の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、「学校生活管理指導表」を活用するなど、医師の診断を踏まえた適切な対応に努めていただくようお願いします。

また、校内委員会による組織的な対応、緊急時に対応するための実践的な訓練を含んだ研修など、校内体制を改めて整えていただきますようよろしくお願いします。

なお、誤嚥による窒息の対応については、「学校における危機管理の手引」の追録を活用した校内研修を1学期の早い時期に消防機関等の関係者と連携した実践的な研修を必ず実施するなど、危機管理体制の確立をお願いします。

学校安全についてですが、道教委では、これまでも、学校における様々な危機を想定し、危機管理の在り方等について基本的な指針を示した「学校における危機管理の手引（改訂二版）」及び追録をはじめ、「学校安全推進資料（平成25年度改訂版）」、防災教育啓発資料「学んDE防災」、「防災教育実践事例集」及び「安全教育実践事例集」の作成・配付などを通じて、学校や地域の取組を支援してきました。

各学校では、こうした資料等を活用して繰り返し校内研修を実施したり、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行ったりするとともに、交通安全教室や防犯教室、防犯訓練、防災訓練を充実させるなどして、安全教育の一層の充実に努めるようお願いします。

信頼される学校づくりについて

◆国旗・国歌の適切な実施について

卒業式・入学式における国旗掲揚・国歌斉唱については、学習指導要領を踏まえて適切に実施されるよう各市町村教育委員会や各教育局と一体となった取組を進めていただき、感謝申し上げます。

特に、式の形態について、平成24年度卒業式において、フロア形式で実施した小学校が219校ありましたが、平成25年度卒業式には11校、平成26年度入学式には10校となるなど、儀式的行事の意義等を踏まえた指導の充実が図られております。

しかしながら、児童の国歌の歌唱については、全道的に改善が図られた学校が増えているものの、いまだに、十分に斉唱していると言い難い状況であった学校も見られることから、道教委としては、今後も、引き続き各市町村教育委員会と連携しながら道内のすべての学校の卒業式、入学式で国旗・国歌が適切に実施されるよう各学校の取組を支援してまいります。

皆様方におかれましては、解決に向けた取組を、早い段階から計画的に進めていただきますようお願いします。

◆教職員の服務規律の厳正な保持について

教職員は児童生徒の教育に直接携わる立場にあり、より高い倫理観、使命感が求められることから、教職員の不祥事防止については、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として不祥事が後を絶たない状況です。

昨年度の学校職員の懲戒処分件数は、懲戒免職処分14件を含む183件にものぼり、わいせつ行為や窃盗、金銭事故、薬物乱用等の重大事故が発生するなど、道民の学校教育に対する信頼を著しく損なう、極めて憂慮すべき状況となっています。

各学校では、不祥事の未然防止及び再発防止に向けて、教職員一人一人の自覚や意識改革を図るため、実効ある取組を学校全体で展開するなど、所属職員に対する指導の徹底と服務規律の厳正な保持に一層努めていただきますようお願いいたします。

◆教職員の勤務管理について

教職員の勤務管理については、平成25年度から平成27年度までの3か年で、道教委が市町村教委と連携の上、道内全ての学校を訪問し、教職員の勤務状況の把握及び教職員の服務に関する指導助言を行う「実地指導」を実施しています。

今年度の実地指導は全道で約560校を予定しており、7月以降順次実施する予定ですが、趣旨をご理解いただくとともに、勤務管理の徹底をお願いします。

また、教職員の服装については、職務にふさわしい社会人として節度のある、また、緊急時に適切に対応できるような身だしなみで児童生徒の指導に当たる必要がありますので、各学校では、履物も含め、職場における適切な服装について注意喚起をお願いします。

◆教職員の配置等について

主幹教諭は、平成26年4月現在、小学校26校、中学校27校、あわせて53校に配置しております。

道教委としては、学校のマネジメント力を高め、学校が一層組織的な教育活動を行えるよう、主幹教諭の配置を拡大することとしており、27年度には今年度の2倍の配置を目標としておりますので、主幹教諭の新規配置について積極的に検討するとともに、中堅教員が積極的に選考を受検するよう働き掛けをお願いします。

また、広域人事については、平成23年度から実施し、現在128名が、この事業で他管内に異動しています。

今年度当初の人事では、合計で38名が異動しましたが、若手教員が23名であったのに対して、中堅教員は15名にとどまっており、教職員の平均年齢が低い管内から中堅教員を受け入れたいという要望に応えきれていない状況にあります。

異動された中堅教員からは、自分がいた管内を客観的に見ることで、今後の教員生活を送る上での糧となったなどの意見も聞かれます。

また、広域人事終了後は、異動元の管内で勤務することとし、人事施策上配慮することとしておりますので、特に中堅教員に対する働き掛けをお願いします。

地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進について

◆子どもの生活習慣づくり推進事業について

道教委では、学力・体力と相関関係にある「望ましい生活習慣」の定着に向け、行政・学校・家庭・地域が一体となった取組を推進しておりますが、今年度より新たに3年計画で「子どもの生活習慣づくり推進事業」を展開します。

これまでに開発してきた「生活リズムチェックシート」については、学校や地域における効果的な活用の促進に向けて、活用の方法や指導プログラムをまとめた「指導者用活用ハンドブック」を作成し配付するとともに、各地域に指導者の養成を行うこととしております。

各学校においては、児童の望ましい生活習慣の定着に向けて、児童はもとより、保護者に対しても親子での取組の有効性についてお伝えいただき、家庭との連携を図りながら「生活リズムチェックシート」を活用いただくようお願いします。

◆学校支援地域本部事業について

道教委では、地域の方々がボランティアとして、学校の要望に応じ、授業等における学習補助や教員の業務補助など、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部事業」に取り組んでいます。

今年度も、市町村教育委員会や学校に対し、本事業の周知や設置促進を働き掛けてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◆学生等による学習支援ボランティアについて

子どもたちの学習を支援する「学校サポーター派遣事業」については、昨年度は、83市町村の小学校123校、中学校49校に、延べ1079名の学生を派遣しましたが、今年度は、大学生に加え、新たに社会人もボランティアとして登録できることとし、派遣市町村や学校の拡大、長期の学習サポートの支援及び土曜日など長期休業中以外の派遣を積極的に行って参りますので、一層のご活用をお願いします。

以上、大きく4点にわたってお話しさせていただきましたが、最後にその他の事項を4点申し上げます。

◆教職員の休憩時間等に関わる制度改正について

教職員の勤務に関わる制度改正として、休憩時間をこれまでの「少なくとも1時間」から「少なくとも45分」とし、また、校長の判断により、休憩時間を「一斉に付与すること」に加え、「個別に付与すること」を可能としています。

また、土曜日などの週休日に授業を行った際に、その振替を確実に取得できるよう、週休日に勤務した場合の振替期間を、原則の「前四週後八週」に加え、特例として、直近の長期休業期間の末日まで拡大できることとし、いずれも4月から施行しております。

各学校では、職員の勤務状況や校務運営に与える影響等について適切に判断しながら休

憩時間を設定するなど、制度の適切な運用をお願いします。

◆勤務実績の給与への反映について

勤勉手当制度については、平成20年12月から運用を開始しておりますが、いわゆる査定昇給制度については、給与の独自縮減措置を行っていることなどから、実質的な運用を凍結してきました。

しかしながら、昨年の人事委員会報告において、この運用を早期に行う必要があると言及されたところであり、職員の職務に対する意欲と能力を高め、組織の活性化を図るため、平成27年1月の定期昇給から、運用を開始することとしました。

今後、具体的な手続きの方法等について、説明会を開催する予定であります。皆様方には、運用凍結を解除するに至った経緯や制度の趣旨をご理解いただき、円滑な実施に向けご協力をお願いします。

◆学校事務職員等の時間外勤務手当について

道財政の健全化に向けた取組などを一層推進するため、時間外勤務手当の予算について財政当局からは毎年、その執行について10%以上削減するよう求められております。

今後、時間外勤務の縮減に向けた実効性のある取組を推進するとともに、時間外勤務を命ずる場合は、職員の業務の進捗状況を十分に把握して、的確な助言・指導を行い、事前命令を徹底するなど、厳正な勤務時間管理による時間外勤務の縮減に努められますようお願いいたします。

◆職員団体との対応について

道教委では、平成23年3月28日付けで職員団体との交渉の考え方や進め方について通知し、適切な対応をお願いしてありますが、今後も職員団体から交渉の申し入れがあった場合は、その内容が教職員の勤務条件に関する事項かどうか、また、校長の権限に属する事項となっていないかなど、地方公務員法などの関係法令に基づき適切に判断した上で、必要な手順を踏み実施するようお願いいたします。

また、本年2月に、市町村教育委員会及び所管する学校について、職員団体の対応に関する実態把握の調査を実施し、現在内容を確認、精査中です。調査の結果等については改めて通知する予定です。

お集まりの皆様方には、趣旨をご理解いただき、子どもたち一人一人が自分の力でたくましく成長していくための教育環境づくりに向け、大いにリーダーシップを発揮していただきますようご期待申し上げます。

以上です